

令和5年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和5年12月18日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長選挙の件
- 追加日程 副議長辞職の件
- 追加日程 副議長選挙の件
- 日程第 6 閉 会

出席議員（20名）

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 常世田 正 樹 | 2 番 | 伊 藤 春 美 |
| 3 番 | 菅 谷 道 晴 | 4 番 | 戸 村 ひとみ |
| 5 番 | 伊 場 哲 也 | 6 番 | 崎 山 華 英 |
| 7 番 | 永 井 孝 佳 | 8 番 | 井 田 孝 |
| 9 番 | 島 田 恒 | 10 番 | 片 桐 文 夫 |

11番 遠藤保明
13番 宮内保
15番 宮澤芳雄
17番 向後悦世
19番 木内欽市

12番 林晴道
14番 飯嶋正利
16番 伊藤房代
18番 景山岩三郎
20番 松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 米本弥一郎
教育長 向後依明
行政改革推進課長 榎澤茂
企画政策課長 柴栄男
税務課長 向後秀敬
環境課長 高根浩司
健康づくり課長 飯島正寛
子育て支援課長 多田英子
農水産課長 池田勝紀
都市整備課長 飯島和則
消防長 伊東秀貴
教育総務課長 向後稔
体育振興課長 金杉高春
農業委員会事務局長 戸葉正和

副市長 飯島茂
秘書広報課長 椎名実
総務課長 小倉直志
財政課長 山崎剛成
市民生活課長 江波戸政和
保険年金課長 高野久
社会福祉課長 向後利胤
高齢者福祉課長 椎名隆
建設課長 齊藤孝一
会計管理者 小澤隆
上下水道課長 多田一徳
生涯学習課長 伊藤弘行
監査委員局長 杉本芳正

事務局職員出席者

事務局長 穴澤昭和

事務局次長 金谷健二

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内での写真撮影を行います。ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市） ここで報告事項を申し上げます。

総務常任委員会に付託しました議案第11号について、お手元にお配りした訂正表のとおり字句の訂正をさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、本日の議事に入ります。

議案第1号から議案第15号までと、議案第18号の16議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（木内欽市） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内 保） 皆さんおはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 12 月 4 日及び 7 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、令和 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第 3 号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について、議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、工事請負契約の締結について、議案第 18 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についての 6 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 12 月 12 日午前 10 時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第 1 号の主な質疑について申し上げます。

障害児通所等給付費の利用者数はどのくらい増加する見込みなのか、また、当初に増加を見込めなかったのかとの質疑では、当初、6 種類あるサービスの合計利用者数を 412 名と見込んでいたが、今回の実績見込みは 424 名で 12 名増の見込み、また、児童発達支援と放課後等デイサービスの給付が見込みより大きく増加したためとの答弁がありました。

また、子ども医療費助成事業について、高校生の受給券発行による現物給付に変更されてからどのくらい増加したのかとの質疑では、高校生の受給券発行による現物給付は 8 月から実施している。受給券の交付枚数は 1,632 枚で、助成額は、8 月支払い分は 143 万 9,875 円、9 月支払い分は 235 万 9,988 円、10 月支払い分は 345 万 2,323 円で、交付してから伸びている。この中には、以前からの償還払い分も含まれているとの答弁がありました。

次に、議案第 3 号の主な質疑について申し上げます。

地域検討会議のメンバーから代表者会議のメンバーが選出されるのかとの質疑では、基本的には地域検討会議で意見を出してもらった委員の中から選出し、代表者会議へ進んでいただくことを想定している。代表者会議のメンバーは再編対象校の保護者や区長、学校関係者、福祉関係者、青少年育成関係者、その他教育委員会が必要と認める者との答弁がありました。

次に、議案第 15 号の主な質疑について申し上げます。

今回の契約は建築工事一式となっているが、電気設備や機械設備は別に発注するのかとの質疑では、今回の案件は建築工事一式であり、電気設備や機械設備は別に入札を実施している

との答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第 15 号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告を申し上げます。

令和 5 年 12 月 18 日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。最終日、大変お疲れさまでございます。

それでは、総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る 12 月 4 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 4 号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 3 期中期目標を定めることについて、議案第 12 号、工事請負契約の締結について、議案第 13 号、工事請負契約の締結について、議案第 14 号、工事請負契約の締結についての 11 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 12 月 13 日午前 10 時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第 1 号の主な質疑について申し上げます。

一般会計の給与部分について、県人事委員会の委員長談話では 1.19%の引上げとなっているが、旭市の場合は一般職のみでどのくらいとなるのかとの質疑では、一般職の給料表の改定率は 1.3%の増となっているとの答弁がありました。

次に、議案第 5 号から議案第 8 号の一括質疑で、主な質疑について申し上げます。

会計年度任用職員の給与は今回どのくらい上がったのかとの質疑では、概算で5%程度上がっており、職種によって異なるが、平均して月額1万円近く上がっているとの答弁がありました。

次に、議案第11号について、主な質疑について申し上げます。

旭中央病院は、サイバーテロ対策としてどのような対策を行っているかとの質疑では、病院内の電子カルテ等の医療に関するデータは専属の回線でやり取りをしている。外部には接続されていないため、外部からの攻撃は受けない形となっているとの答弁がありました。

次に、議案第12号から議案第14号の一括質疑で、主な質疑について申し上げます。

入札者が1者の場合でも入札は有効なのかとの質疑では、公告において資格確認の結果、資格を有するものと認められたものが1者の場合においても入札を執行することとし、結果として有効な入札者が1者の場合においても落札者決定を行うものとするとしているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第11号と議案第12号は賛成多数で、そのほかの議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告をいたします。

令和5年12月18日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） それでは、議案第12号、工事請負契約の締結について、委員長報告に對しての質疑を行います。

常任委員会で質疑があったことの主な質疑ということで先ほどご報告がありましたが、私が

今聞き取れた限りでは、1点だったと思うんですね、一つだけ。そんなことはなかったと思うんですよ。主なものは相当ございました。

できれば、全てをお願いしたいのと、こちらで報告していただきたいのと、あと、その中で取消しをされる予定というか、それがあると思うんですけれども、その取消しについては、どのような手順で取消しが行われるのか。

私は、本会議あるいは委員会で、議員が発言したことに対しての取消しというのは、非常に重みがあることだと思うんです。ですからその手順を、旭市議会としてはどのように踏んで取消しをするのかということをお答えください。お願いします。

○議長（木内欽市） ここでしばらく休憩いたします。自席でお待ちください。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務常任委員会委員長、景山委員長。

どうぞ、自席で結構です。

○総務常任委員長（景山岩三郎） 先ほどの戸村議員の質問にお答えいたします。戸村議員、大変お待ち遠さまでした。

質疑の全てを報告してもらいたいとのことですが、報告につきましては私に一任されておりますので、主なもののみを発言しております。

その他の意見としては、入札の3者が応募し、落札時の10月12日に入札内容の不備があり、無効とのことだがどのような内容かとの質疑では、詳細な点につきましては申し上げられないとの答弁がありました。これが1点目のあれです。

2点目、発言を取り消される予定と聞いておりますが、どのような手順で進めているのかということですが、委員会の中では、そのような発言はありませんでした。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） では、委員会の中では、質疑をされたことに対して、その委員が撤回しますと言う言葉を私は聞いているんですけれども、それがなかったということですか。撤回

しますで、それでは委員会としては、撤回しますのところを取り扱わないということによろしいのでしょうか。そのままの形で議事録に残るということによろしいのでしょうか。

○議長（木内欽市） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

景山委員長。

○総務常任委員長（景山岩三郎） 戸村議員、大変お待ち遠さまでした。

そのような申出はありませんでしたので、そのまま議事録に残ります。言ったことは議事録に残るということです。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 今の委員長のご答弁、私がこの本会議に臨む前に、具体的には昨日ですがけれども、事務局を通してそういう取消しが行われる予定ということを知ったので、こういう質疑をしております。

ということは、再確認させていただきます。委員会での発言、今回の12号議案に関しての委員会での質疑全てが取り消されずに、一語一句全て発言されたとおり、あと加えて言いますと、委員会での要するに質疑している本人ではなくて、ほかの要するに不規則発言なんですね。そういうのも委員会の場合は全て議事録に残っているはずです。なんとかかんとかという声ありということで、録音しているものは全て議事録に残るはずですので、それが全て議事録として残るということで、確認でよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 景山委員長。

○総務常任委員長（景山岩三郎） そのとおり、残ります。

○議長（木内欽市） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） これより討論に入ります。

議案第1号から議案第4号までの4議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第 5 号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員、ご登壇願います。

(7 番 永井孝佳 登壇)

○ 7 番 (永井孝佳) おはようございます。

議案第 5 号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

人事院勧告は、労働基本権が制約された一般職に対してであり、議員には当てはまりません。そのほかには、期末手当を上げる明確な理由はありませんでした。成り手不足解消、あとは優秀な人材を集めるために必要だという声もありますが、旭市議会議員には、このようにすばらしい多種多様な議員が集まっているので、それも問題ないと思います。

米本市長がおっしゃる選択と集中という言葉には、それを実行するには、何かを削ったり、我慢する必要があると思います。その第一歩として、自らを削らなくてはならないのではないかと考えていますので、甚だ恐縮ではございますが、今回、議員の期末手当を上げる本議案に反対します。

以上です。

○議長 (木内欽市) 以上で、議案第 5 号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第 6 号から議案第 10 号までの 5 議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第 11 号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

(4 番 戸村ひとみ 登壇)

○ 4 番 (戸村ひとみ) 議案第 11 号、旭中央病院の中期目標を定める議案について、反対討論を申し上げます。

反対の理由は、この中期目標が市民の意見が反映されていない目標だという点にあります。先月 11 月 22 日、令和 5 年度第 4 回定例会の議案が議員に配付されると同時に、全員協議会が招集され、今議会に上程されているこの議案第 11 号の説明会が開かれました。上程される議案の説明が当局から開会日議案説明より前に行われることに対して、まず、議会軽視と言わざるを得ません。

11 月 22 日の全員協議会には、議案第 11 号と全く同じ資料が用意されていて、私たち議員

の手元にはダブルでこの議案書が配られました。全員協議会は、議会の会議ではありません。ですから、全員協議会での議員からの問いは、質疑でもなければ一般質問でもありません。それに対して、市の担当課長と副市長からは答弁のようなものがありました。この議員の問いと市当局の答えのようなものは、議事録にも残されるものではなく、議員の発言と市の正式答弁でもありません。座談会の域を出ないものです。

この全員協議会では、議員から、中央病院の在り方、役割に対して、たくさんの貴重な意見が出されましたが、その場で言っただけ、聞いただけのものになってしまいました。事実、本会議での私の質疑、議員の意見が反映されるのかというものに対して、反映されることはないという答弁がありました。ダブルで印刷された議案書と全員協議会の2時間にわたる会議時間が全く無駄なものになってしまいました。

本来ならば、市民の財産とも言える旭中央病院が目指す目標については、作成時に市民の意見を聞く場があってしかるべきで、市民の意見を代弁する議員の意見も取り入れるべきだと私は考えます。そうでなければ、今目標期間中に利用者である市民が感じている様々な問題が、次期目標にその解決策として掲げられることがないからです。問題が何かが明確に分からなければ、目標の立てようがないではないですか。議案を上程してから議員向けの座談会を設けて、話は一応聞くだけは聞くからよろしくねという姿勢には、市民のために旭中央病院の中期目標を作成したのだという思いが全く感じられません。

常任委員会で配られた資料、これはネットで市民に公表しているものですが、それをプリントアウトして常任委員会で配られましたが、その資料には、4番目、策定に係る基本方針に、「(3)市の重要施策(旭市総合戦略等)との整合性を図り、市議会からの意見を踏まえたものとする」——市議会からの意見を踏まえたものとする、これは市民に公表しているんです。とありますが、今回の議案では、全くこれは絵に描いた餅です。市議会からの意見をどこに踏まえてあるのでしょうか。議会对応と整合性が全く取れません。

よって、市民意見、議会の意見を取り入れたものに作成し直すべしという理由で、議案第11号には反対いたします。

○議長(木内欽市) 松木源太郎議員、ご登壇願います。

(20番 松木源太郎 登壇)

○20番(松木源太郎) 日本共産党、松木源太郎です。私は、議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期目標を定めることについての採択に反対の討論をいたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、以下、同法人と言いますが、第3期中期目標を定めることは、令和5年度第1回地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会の会議録資料、「資料4」によると、『地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、市長が第3期中期目標期間内に達成すべき目標を定めた中期目標を同法人に対し指示するものである。そして、案及び最終案は、次回以降の評価委員会において審議し、評価委員の意見を反映させる』と記されています。

そして、『策定に係る基本方針で、（2）市民等に分かりやすく伝えるため、簡潔な構成とし、同法人が果たすべき役割を大きな柱立てとして明示し、市長が法人に指示する内容を明らかにする。（3）市の重要施策（旭市総合戦略等）との整合性を図り、市議会からの意見を踏まえたものとする』と記されています。

このような方針を示しておきながら、10月と11月に「評価委員会」を開催しているにもかかわらず、全く報告は議会になしであります。事前に「議会の説明会」を開催しました。

「市議会からの意見を踏まえ」と記しているではありませんか。

さて、次に内容ですが、私が本会議の常任委員会で質疑、質問した点は、略語や、普通は使用しない言葉が一般の市民の方には理解するのは難しいと申し上げたならば、用語解説を作ってくれましたが、今回の中期目標を広報あさひに掲載してみてください。そうすれば、どれだけ市民の皆さんのご理解がいただけるか分かるでしょう。

質問への答弁で、「お医者さんも見るので、このくらいの略語や用語は必要だ」と答える回答がありましたが、市民の方に理解していただきたい中期目標です。その意味が分かりますか。

第2期の中期目標と大きく変わった点は、「救急、高度急性期医療を提供する医療機関」から、第3期の中期目標は自ら、広域基幹型急性期病院と書いたことです。つまり旭中央病院は、さらに第2期よりも千葉県や茨城県を含む広域の重要な病院になったんだという宣言をしているわけです。さらに、第2期にもあった住民へのサービスの提供の中に、「旭市生涯活躍のまち」への連携協力を入れていることです。

その一方、第2期の期間に、福祉施設である養護老人ホーム東総園、特別養護老人ホーム東総園を今年の7月末で廃止したことです。70周年の記念誌に写真まで入れて、この廃止を載せております。これでは、その他の福祉施設もいつ廃止されるか分かりません。設置者の市長に相談があり、市長は了承したのでしょうか。しかし、正式に議会には報告がありません。来年3月議会に定款の変更の議案が出るのでしょうか。一体どうなっているのでしょうか。

この中には、介護老人保健施設シルバーケアセンターも載っております。この施設は、実は 2000 年の介護保険の施行される 11 年も前に始まった施設であります。私はこの施設が造られるときに、当時の諸橋院長と激論を闘わせました。なぜか。早く病院から出た、出る方をシルバーケアでもってお世話するんだと。そういう施設が必要なんだ。いや、そういうことを病院はやらないで、病院は長く診るべきだという議論をしたことがあります。

しかし、諸橋さんのほうが先見の明がありました。11 年たつたらば、介護老人施設として国から認められたんです。つまり、退院した方、お年寄りを長く、体力、生活できるまで面倒を見よう。今のリハビリと同じです。そういう考えがあったから、病院の中に福祉施設をつくったんです。これでは、今あるケアハウスなども、いつなくなってしまうか分かりません。そういうようなことが今行われようとしているわけです。

もう一つ、ご紹介いたしますが、平成 27 年 12 月 1 日に提案されている地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画の中の 8 ページには何と書いてあるか。介護・福祉の提供と連携ということで、当院の附属施設である介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスを適切に運営していくとともに、老朽化に対応した新たな整備改修計画を市と協議のうえ策定する、こうなっているわけです。つまり、こんなことはもう昔のことでもあって、今はそんな必要がないというのが今の病院の考え方なんです。

最後に、中期目標の決定について、近隣のさんむ医療センターの方法を紹介してみます。現在、さんむ医療センター、旧成東病院では、第 5 期中期目標の作成が進んでいます。事前に第 4 期と第 5 期の対照がホームページに掲載されています。これがそうです。これが第 4 期、これが第 5 期、そしてどうなっているかというところ、青い印刷のところは新しく付け加えるところ、赤いところは訂正したところ、こういうことがホームページにちゃんと載っております。そしてさらに、来年の 1 月 10 日午後 2 時から評価委員会が公開され、誰でも見られますよということがホームページに、このように載っております。つまり、開かれた中でもって、設置団体である独立行政法人をどうするかということを市民に明らかにしているわけです。

ところが、旭市の場合には全く違うんですね。もう議会の中でもって通って、その後、次の議会でもって病院が中期計画をつくれれば、それでもって我々はやっていくんだという、こういう考え方でもって進めている。

ですから、今回の第 3 期中期目標の議案は、一度差し戻して、臨時会を開催して、10 月、11 月の評価委員会の意見をちゃんと我々に報告して、その上で、同法人には第 3 期中期計画の策定をしていただいて、議案第 11 号はそういう形でもって皆さん方で反対して、1 回これ

を否決しなければなりません。

議員の皆さん、こんな不十分な報告と審議で、これから4年間の中期目標や中期計画で同法人の事業をさせてはなりません。これが私の反対討論であります。

○議長（木内欽市） 以上で、議案第11号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第12号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） 議案第12号、海上・飯岡統合消防分署、この工事請負の建築のほう、工事請負の契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

反対理由は1点、情報開示がされないため、議案審査ができる状態にないという点です。

11月29日の本会議の提案理由とその説明では、議案書に記入してある。こちらです。議案第12号、工事請負契約の締結について議決を求める、表面。裏面に、記、1、名称、2、契約の方法、総合評価方式一般競争入札、3、契約金額6億5,780万円、4、契約の相手方、そして、この本会議場での補足説明、課長のほうから、9月8日までに3者から申込みがあり、10月6日から10月11日まで入札が行われ、当該相手方が落札した予定価格が7億1,434万円のところ6億5,780万円、落札率92.09%という、これだけの説明でした。

あまりにも簡略過ぎる説明で、添付資料の提出を求めたところ、資料が議員全員に配られたのは、議案質疑中の本会議場で議長の暫時休憩の声の後でした。休憩中に配られた資料は、開札調書と評価調書、開札調書で明らかになったことは、3者の申込みがあった中で、落札した1者がどのようにして選ばれたのかということでした。

落札しなかった2者のうち、1者は無効、もう1者は辞退でした。落札しなかった2者のうちの1者の無効とはどういうことか質疑したところ、入札書と内訳書に金額の差異があったという答弁でした。金額の差異とは、入札書が幾らで、内訳書が幾らだったのか。その差異は幾らだったのか。無効と判断したのは誰か。数字を示してもらわないと無効にしたことが妥当だったのかどうか審査できませんが、しかし、担当課長は言えませんの一点張りです。

電子入札で開札したのが10月12日、開札の後、担当課では、応札書類をチェックして記入してある数字を計算し直し、金額の差異に気がついたのだと思われそうですが、では、なぜその数字、金額の差異が開示できないのでしょうか。今、私は情報公開を求めています、2週間かかります。今は応札したうちの1者の無効という市当局の判断の正当性が証明できません。落札しなかったもう1者の辞退にしても同様です。

開札時には、入札書に金額が記入してあったはずですが。入札しなければ未入札と結果では記入されているはずですから、入札はなされている。開札した後に辞退したのです。なぜ辞退をしなければならなかったのでしょうか。せっかく応札したのにです。この辞退した1者の入札金額を開示してもらうようお願いしましたが、こちらとも言えませんということでした。

私たち議員は、市当局が出してきた契約案件に対して、客観的に公正に審査をしなければなりません。客観的に審査する方法は、唯一、数字です。いいと思うな、きっと大丈夫だよでは駄目なのです。主観的な思いでは、公正な判断、審査はできません。何億円もの、十何億円もの工事請負契約に、市が無効と言っているんだからきっと無効なんだよと、私たち議員が言うわけにはいかないんです。

なぜなら、この工事請負契約の原資は血税だからです。国・県からの交付税、補助金たりとて、全て血税です。どこかの大金持ちが寄附してくれたもので成り立っているわけではありません。今年の漢字が先日決まりました。税です。皆さんご存じだと思います。税です。税に関しては取られると思っているので、それだけ関心があるのです。喜んでもっと払いますなんていう人はめったにいません。そして、税は全て数字、金額です。気持ちで払うなんていうことはあり得ません。全て客観的な数字です。行政は市民の血税を取り立てる以上、その使い道に公明正大であるべきです。隠すなんてもつてのほかです。

そして、私たち議員は、その税の番人です。税金、血税の使われ方に細心の注意を払い、その使途の公正、公平性が守られているのかを見張っていなければなりません。したがって、この工事請負契約に関しては、数字の開示がない限り、税の番人たる私たち議員の職責を果たすことができません。

市長に、そして議員の皆さんにお伺いしたい。皆さんは何を守りたいですか。守りたいものは何ですか。私は、市民の方の市政に対する、そして議会に対する信頼を守りたいです。なぜなら市民の信頼がなければ、今、旭市が抱えている人口減少をはじめとする諸問題、そして、旭市の未来に向かって行かれないからです。市民の信頼なくして、どうやってよいまちがつかれるでしょうか。市長の市政運営のスローガンは、チーム旭ではないですか。チームのメンバーの信頼を勝ち取って旭市を前に進めていくために、公明正大な行政運営をやるべきです。

以上の理由で、私、戸村ひとみは12号議案に反対いたします。議員の皆様の良識のあるご判断をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員、ご登壇願います。

(20番 松木源太郎 登壇)

○20番(松木源太郎) 日本共産党の松木源太郎です。私は、議案第12号、工事請負契約の締結について、1、名称、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事(建築)、2、契約の方法、総合評価方式一般競争入札、3、契約金額6億5,780万円、4、契約の相手方、千葉県旭市ニの528番地、阿部建設株式会社の採択に反対の討論をいたします。

この一般競争入札は、総合評価方式一般競争入札で実施されました。3者が応札をし、10月12日の開札で入札が行われ、第1回の入札で、阿部建設株式会社から5億9,800万円で落札しました——消費税抜きの金額ですね。が、入札に参加した他の2者は、1者、鈴木建設株式会社は無効、もう1者、島田建設株式会社は辞退でした。鈴木建設(株)の無効を質疑しましたが、入札した札と内訳書の金額が相違していたため無効としたとのことでありましたが、電子入札方式であり、その中身が不明のため、入札の中身に情報公開の請求をいたしました。また、島田建設株式会社についても、なぜ辞退したのかその理由をたずね、情報公開の請求をいたしました。

したがって、これらの事実が判明しないため、採択に反対するものです。

ぜひ皆さん、総合評価方式一般競争入札は、旭市では、まだなじみがないものだそうですが、この評価の方式というのは、やり方によっては地元優先の会社を入れるということになってしまいますが、しかし、評価方式でもって、金額が高くてでもいい事業であると掲げられれば入札できるというのが財政課から例としても示されまして、悪い方式では私はないと思います。

しかし、今回の場合は無効と辞退、そして1者だけ残ったそこが落札したと、これはおかしいのではないかと私は考えたわけです。ですから、このことについてはもう1回、私は入札をやり直すべきだと思います。2者、3者、金額を比べて、また事業者の点数を比べて、ここがいいというところに仕事をさせるべきだと思います。ぜひ皆さん方、議案を不採択にして、さらにもう一度入札させようではありませんか。

念のため申し上げますけれども、この建設工事に私は反対しておりません。野球場が減るかいろんな議論をしてきましたけれども、飯岡と海上の中間地帯に新しく整備された消防署ができるということは、大変意義のあることだと思っております。このことを最後に申し上げて、反対討論を終わります。

○議長(木内欽市) 以上で、議案第12号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第13号と議案第14号の2議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第 15 号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

(4 番 戸村ひとみ 登壇)

○4 番 (戸村ひとみ) 議案第 15 号、(仮称) 中央第二・ゆたか統合保育所建設工事請負の議案に対して、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は 1 点、12 号議案、海上・飯岡統合消防分署、先ほどの 12 号の議案で無効となった業者が落札していることです。議案第 12 号の開札が札を開けた日が 10 月 12 日、この議案第 15 号、この工事請負は 10 月 10 日に公告があり、開札が 12 号の開札の約 1 か月後です。10 月 12 日に入札書の金額と内訳書の金額の差異で無効になったところが、約 1 か月後に別の、つまり今回の工事請負で落札しています。ですから、12 号の無効が妥当だったのか審査されない限り、この 15 号の落札が有効と判断することが私にはできません。

第 12 号から第 15 号までの工事請負契約は合計 17 億円にも上ります。この 15 号の議案、保育園の工事請負に関しては、さらにまだ議案として上がっていない機械設備、電気設備まで、これを全て合わせると海上・飯岡統合消防分署と中央第二・ゆたか統合保育所、この建設、これを合わせると 20 億円にも近い金額になるのです。こうした巨額の血税の使い道、それに対して数字の開示がない限り、私は到底賛成するわけにはいきません。

よって、議案第 15 号、戸村ひとみ、反対をいたします。

○議長 (木内欽市) 松木源太郎議員、ご登壇願います。

(20 番 松木源太郎 登壇)

○20 番 (松木源太郎) 日本共産党、松木源太郎です。私は、議案第 15 号、工事請負契約の締結について、1、名称、(仮称) 中央第二・ゆたか統合保育所建設工事(建築)、2、契約の方法、総合評価方式一般競争入札、3、契約金額 5 億 6,210 万円、4、契約の相手方、千葉県旭市後草 2364 番地、鈴木建設株式会社の採択に反対の討論をいたします。

この一般競争入札は、総合評価方式一般競争入札で実施されました。2 者が応札をして、11 月 17 日の開札で入札が行われ、第 1 回の入札で、鈴木建設(株)が 5 億 1,100 万円で落札しましたが、入札に参加した他の 1 者、島田建設株式会社は 5 億 3,800 万円でした。実はこの 2 者は、10 月 12 日の統合庁舎の入札でもって無効と辞退を入れた業者であります。こういう業者を 1 か月もしない間に再度入札に入れる。これはおかしいのではないのでしょうか。

つまり、この 2 者というのは、一定の期間入札ができない、そういう処分をすべき 2 者であ

ります。その２者をあえて正式に入れて、そして開札を行う。こういうような入札の仕方は、私は許されないと思うんです。１か月ないし２か月、その間に別の業者が応札すればその業者に渡す。これが今までの入札のやり方でありました。このようなでたらめな入札をするから、私たちから疑問に思われるわけです。

ぜひこの議案を、ぜひこの議会でもって不採択にして、再度入札をさせる必要があると思います。また、先ほど述べましたが、今回の建設事業は大変重要な事業であります。二つの保育所を初めて統合して、青年の家の跡に造るという、いろんな工夫がされていますから、ぜひ実現したいのですが、しかし、今回の入札は、もう旭市に今後あってはならないような入札であるということをご指摘して、反対の討論にさせていただきます。

○議長（木内欽市） 以上で、議案第 15 号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第 18 号について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第 1 号から議案第 15 号までと、議案第 18 号の 16 議案について採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号、令和 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 3 期中期目標を定めることについて、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 常任委員長請願報告

○議長（木内欽市） 日程第 3、常任委員長請願報告。

建設経済常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 菅谷道晴 登壇）

○建設経済常任委員長（菅谷道晴） 皆さんこんにちは。

建設経済常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る 12 月 4 日の本会議において、本委員会に付託されました請願第 4 号、「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、12 月 11 日午前 10 時より議会委員会室で、紹介議員より説明を受けて審査を行いました。

審査では、請願の趣旨については十分理解できるが、非常に奥が深く範囲が広いため、継続的に調査研究を早急に進めて全員の判断が整う形に持っていけたらと考えているとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で閉会中の継続審査と決しました。

以上のとおり、報告します。

令和 5 年 12 月 18 日、建設経済常任委員長、菅谷道晴。

○議長（木内欽市） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第 4 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第 4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第 4 号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより、請願第 4 号について討論に入ります。

請願第 4 号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、ご登壇願います。

（5 番 伊場哲也 登壇）

○5 番（伊場哲也） 請願第 4 号、「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず初めに、建設経済常任委員会所属の議員の皆様方におかれましては、本請願第 4 号につ

きまして、慎重審議、審査いただき、誠にありがとうございました。

ただいま委員長報告にありましたように、本定例会閉会后、継続審査という形で議決されましたが、本請願が一つ、喫緊の課題であるということ、一つ、議員の皆様全員に分かってもらわなければならない非常に重要な請願であるということ、この2点をご理解いただきたく、また、請願の趣旨、この後、五つの項目に沿って述べさせていただきます。

まず初めに、請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願についてですが、請願文書表の請願趣旨に記載のとおりですが、文言が若干分かりづらいですので、難しいですので、分かりやすくご理解いただきますよう説明させていただきます。

1点目、この請願ですけれども、消費者被害を防止、救済し、消費者の安全・安心な生活を確保するために、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を政府に提出することを求める請願であるということを、まずもってご理解いただきたいと思います。

次に、2点目でございますけれども、特定商取引法とは一体何ぞやということでございます。確かに、第1条の目的を読みますと、この法律は、特定商取引を公正にし、購入者等の被害の防止を図ることにより、購入者の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。これが第1条の目的でございます。

何か分かるようで分からない。難しい。具体的に掘り下げてみたいと思います。正式には特定商取引に関する法律ということで、特に訪問販売など、消費者トラブルを生じやすい商取引を対象に、事業者による不公平な勧誘行為の取締りを行う法律というものだそうです。

さらに具体的に、では、一体全体、特定商取引にはどういったものがあるかということでございますけれども、七つの類型に分かれているんだそうです。簡単な四つを取り上げてご理解していただきたいと思いますけれども、まず一つは、訪問販売、二つ目が、訪問購入です。何か知らないものはございませんかといった類いのものです。3点目は、通信販売、ご存じのとおり新聞や雑誌、インターネットの広告等を利用し、郵便、電話、通信手段による販売方法ですね。四つ目が、電話勧誘でございます。

こういう販売方法に対して、事業者の悪質な違法あるいは勧誘行為を防止し、消費者の利益を守る、これを目的としている法律です。ですので、そういった被害に遭っている方の声を吸い上げ、それを今回は国に届ける、そういう請願内容でございます。

では、なぜ特定商取引法の抜本的な改正を請願しなくてはならないのかという趣旨でござい

ますけれども、これは平成 28 年に改正され、その際に、5 年後に見直しますよという改定がなされ、採択されたんですね。ちょうど令和 4 年、平成 28、29、30、31、令和 2 年、令和 3 年、5 年後に見直しをするという、今言いましたように可決されたにもかかわらず、ご存じのとおりトラブルは後を絶ちません。消費者被害がいまだに減らず続出しているということです。これを何とかしたいということの請願なんですね、そういった現状を鑑みて法制の強化を図る必要があるということです。

記載事項を確認させていただきますけれども、令和 4 年版の消費者白書によりますと、何と全国の消費生活センターの消費生活相談が 85 万 2,000 件なんだそうです。そして、その半数以上の 54.7%が特定商取引法の対象分野に関する相談なんだそうです。

なお、65 歳以上の相談が訪問販売に対しては 14.4%、電話勧誘については 8.1%、65 歳未満の相談割合の 2 倍を超えている、そういう実態でございます。

なお、ここが今後、私ども注視していかなきゃいけない点じゃないかと思うんですけれども、認知症等高齢者の相談に当たっては、訪問販売、電話勧誘販売がおよそ 50%近くの 48.6%に上っているということでございます。言うまでもなく、インターネットによる通信販売相談件数も 30%に迫ろうとしております。また、ご存じのとおり令和 4 年の成人年齢の引下げによりまして、特に 18 歳、19 歳の若者世代、マルチ商法取引に対しての被害も続出しているんだそうです。

以上、特定商取引法が確実に消費者を守れる法律、ざる法にさせないためのさらなる法整備の強化を図る、そういうことの請願なんです。

では、具体的にどのような改正がなされるべきか。三つあります。訪問販売、電話勧誘販売についてですけれども、これは、そういったものを購入したくないんだという消費者の意思、この意思を尊重、決定する仕組みを設けるべきであるということですね。2 点目ですけれども、事業者の登録制を導入するという、3 点目は、勧誘者を特定できる情報開示請求ができるようにするという改正でございます。

2 点目は、通信販売についてです。特に申込みの撤回、取消し、これがなかなかきちんと追及、最後まで追跡してもしっかりと事業者等を特定できない、そういう現状になっております。後でゆっくり、購入したもののクールダウンして考えたら、いや、これはちょっと購入し過ぎたと。したがって、購入した半分を撤回したい等々の解約条項がきちんと明示されていない。

したがって、解約、返品体制が迅速、適切に取れるようにするために明記すべきである

ということですね。契約申込みと同様に、解約申出の方法もきちんと法に定めること、通信業者に義務づけること、併せて広告表示の透明性、これをきちんと明確に法に位置づけるべきである。

それで、建設経済常任委員会所属の皆様方が閉会后、きちっと継続審議してくださるということに関しましては、冒頭申し上げましたように、3月議会までにきちっと慎重審議していただき、本請願につきましては、国に市民の皆様方の声が届くような、そういう対応をしてくださるということを切にお願いし、長くなりますけれども、最後に、再考すべき点、これを申し上げます。

先週、旭警察署生活安全課宮田課長並びに係長、県の実態はどのような状況かということ聞いてまいりました。特定商取引法に関する被害件数ですけれども、昨年度6件、県内であったそうです。そのうち16人の関係事業者、これを検挙しているそうです。今年度につきましては、健康食品も含めて14件、25人の検挙に11月末現在で至っているとのこと、旭市内の被害状況等については、具体的には大きい被害は出ていないけれども、相談件数を考えると、実際の被害に遭っている人たちだというふうに捉えてよいのではという生活安全課長の答弁がございました。

一方、旭市内の消費生活センターへの相談件数は、昨年度421件、商工観光課長にいただいております。70歳以上の高齢者におかれましては、通販に関する相談206件、うちネット商法に関しては145件、訪問販売については22件、電話21件、強引な買取り等のトラブルが令和3年度以上に増加しているという話も確認をさせていただきました。

今言いましたように、警察署のほうでも皆様方、先週の新聞折り込み、県警からのお知らせ、これは特定商取引法とは違って、特定詐欺に関する危険防止のパンフレットでございます。サポート詐欺について知っていますかという、こういうパンフレットは入っていましたよ。見られた方も多いとは思いますが、そういうことを考えても、現実問題、特に高齢者がよく分からないまま商品を購入してしまって、何とか断りたいんだけどもというようなこと、そういう被害が続出しているということですね。

船橋市の葛南総合法律事務所、岩井弁護士にも詳しく聞きましたところ、伊場の言うとおりと。ぜひ、議会の皆様方にも理解を求めるような形で、特定商取引法の改正について理解をいただくように努めるべきではないかといった結論でございました。

なお、本請願につきましては、千葉県退職者連合東総・香取地域協議会、匝瑳市、香取市、旭市、銚子市の方々より請願依頼を受けております。

被害者が身の回りに何人かいるのに、その人たちを助けてあげようとする法整備強化、女性3人、男性2人を含む5人の方々が建設経済常任委員会の場に傍聴においでになりました。全員賛成で採択してくださるものと期待をしておりました。しかしながら、その場では即刻採択という形になりませんでしたので、法整備の強化を切にお願いしたいと、そういう私たちの声を即届けてくださらないのでしょうかと、若干落胆もしておりました。

なお、参考までに、近隣市議会の本請願に関する状況をお伝えいたします。千葉市、市川市、習志野市、木更津市、茂原市、近くでは多古町議会が、もう既に6月、9月で採択をしております。

なお、野田市、成田市、君津市、富津市、四街道市、匝瑳市議会におかれましては、この12月議会で請願の申出があったと聞いております。伊場哲也の個人的な気持ちですが、できれば他市議会に後れを取りたくないものだと考えております。

なお、私事で恐縮ですが、天下のアマゾンギフト、残念ながら注文した金色の壁紙が今現在届いておりません。追跡調査をしております。いわゆる輸送の問題で、人手不足で、今、なかなか追跡調査がうまくいっていないと、そういう状況でございます。中国を悪く言うつもりはございませんけれども、中国企業に、佐川急便が人手不足を解消のために輸送をお願いしたと、そこまでは分かっております。住所を記載したラベルが商品、包み箱に貼ったけれども、それが剥がれてしまって、どこに配送していいか分からないと、そういう状況であるということまで分かっております。

最後、2点ですが、先月は旭市議会としての取り組み、西は印西市、白井市から、東は銚子市に至るまで、11市の市議会親睦ゴルフ大会がございました。その場では、ここにいらっしゃる皆さん方が司会進行、まとめ役、他の市議会が羨むほどのまとまり、これを見せつけたのではないかなというふうに思います。

あわせて、2年前の令和3年12月19日執行の一般選挙公報、キャッチフレーズを覚えていらっしゃいますか。お年寄りが生涯活躍できるまち、誰一人取り残されず安心して暮らせるまちづくり、市民一人ひとりが安全・安心、いつでも健やかに生き生きと暮らしていける地域づくり、未来の旭、五つの未来図面、安全・安心、住んでみたいまち旭、元気な旭、さらなる飛躍、市民のための行動力、今まさに見せるべきではないでしょうか。

一番身近な議員、小さな声を聞く力で政策実現、市民に一番近い議員を目指して、市民の声が届くまちに、ぶれずに正直に声を受け止め、提言、市民の声を届け、市民の命と暮らしを守る市政実現、市民の声を聞きます、あなたの声を伝えます。市民一人ひとりが安全・安心

に暮らせるまちであってこそ、旭が好きだと言えるのではないのでしょうか。

皆様とともに、市民の声を国に届けようではありませんか。ぜひ、皆様方の市民の切なる喫緊の声であるということをご理解いただき、本請願第4号を採択いただきますようお願い申し上げます、賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 以上で、請願第4号について、通告による討論は終わりました。

これより請願第4号について採決いたします。

請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、建設経済常任委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、請願第4号は、閉会中の継続審査と決しました。

◎日程第5 事務報告

○議長（木内欽市） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

1つ、精白米粒すけ 800 キログラムを、ちばみどり農業協同組合様より、9月21日受納いたしました。

1つ、金 100 万円を、有限会社ブライトピック千葉様より、9月27日受納いたしました。

1つ、金 61 万 4,500 円を、明治安田生命保険相互会社様より、9月27日受納いたしました。

1つ、金 10 万円を、旭市ゴルフ協会様より、10月10日受納いたしました。

1つ、空気清浄機 1 台を、株式会社千葉興業銀行様より、10月12日受納いたしました。

1つ、豚肉 633.5 キログラムを、有限会社 P i g F e r t i l i z e 松ヶ谷様より、10

月 19 日受納いたしました。

1 つ、金 20 万円を、銚子商工信用組合様より、10 月 26 日受納いたしました。

1 つ、豚肉 262.25 キログラムを、旭市養豚推進協議会様より、11 月 17 日受納いたしました。

1 つ、テントほか保育所用備品一式を、干潟ライオンズクラブ様より、12 月 8 日受納いたしました。

1 つ、ヤマザクラ苗木 50 本及び植樹記念石碑 1 基を、公益財団法人イオン環境財団様より、12 月 9 日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（木内欽市） 事務報告は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 零時 10 分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 議長辞職の件

○副議長（林 晴道） 議長の都合により議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいま木内欽市議長より議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林 晴道） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

○事務局長（穴澤昭和） 辞職願。

このたび一身上の都合により市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

令和5年12月18日、旭市議会議長、木内欽市。

旭市議会副議長様。

○副議長（林 晴道） おはかりをいたします。木内欽市議員の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（林 晴道） 全員賛成。

よって、木内欽市議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、しばらくお待ちください。

（19番 木内欽市 入場）

○副議長（林 晴道） ここで長い間お骨折りをいただきました前議長、木内欽市議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

（19番 木内欽市 登壇）

○19番（木内欽市） ただいま辞職願を受理していただき、ありがとうございました。

思い起こしますと、長い間議長を務めさせていただきました。ありがとうございました。皆さんの支えがありましてやってこられました。議員の皆様、もちろん市長をはじめ、ここにおられます幹部職員の皆様、そして市の執行部の皆様に、改めて感謝と御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

◎追加日程 議長選挙の件

○副議長（林 晴道） 木内欽市議員の議長辞職により議長が欠員となりました。

おはかりをいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林 晴道） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(林 晴道) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

(事務局職員、投票の準備をする)

○副議長(林 晴道) 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(林 晴道) ただいまの出席議員は20名であります。

これより投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○副議長(林 晴道) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(林 晴道) 配付漏れないものと認めます。

記載台での記載をお願いいたします。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(林 晴道) 投票箱、異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。

なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前だけの投票は無効としますので、ご了承ください。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(発言する人あり)

○副議長(林 晴道) ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時 22 分

再開 午後 零時 23 分

○副議長（林 晴道） それでは、会議を再開してください。
（点呼に応じ投票）

○副議長（林 晴道） 投票漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）

○副議長（林 晴道） 投票漏れないものと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開鎖）

○副議長（林 晴道） 開票を行います。
立会人の指名をいたします。
14 番、飯嶋正利議員、15 番、宮澤芳雄議員、以上の 2 議員を指名いたします。
飯嶋正利議員、宮澤芳雄議員は立会人席へご着席願います。
（立会人、立会人席へ着席）

（開 票）

○副議長（林 晴道） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票

有効投票 18 票

無効投票 2 票です。

有効投票のうち 飯嶋正利議員 10 票

木内欽市議員 7 票

松木源太郎議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。

よって、飯嶋正利議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました飯嶋正利議員が議場におられますので、会議規則第 32 条 2

項の規定により当選を告知いたします。

立会人の方はご苦勞さまでありました。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○副議長(林 晴道) ただいま議長に当選されました飯嶋正利議員より就任のご挨拶がございました。

ご登壇を願います。

(14番 飯嶋正利 登壇)

○14番(飯嶋正利) ただいま議長選によりまして、皆様よりご推挙いただきました飯嶋でございます。木内前議長を見習い、旭市発展のため、微力ながら努力していきます。よろしくご協力のほど、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。(拍手)

○副議長(林 晴道) ここで議長を交代いたします。

議長、飯嶋正利議員、議長席にご着席願います。

(副議長 林 晴道 議長席退席)

(議長 飯嶋正利 議長席着席)

○議長(飯嶋正利) 議長を交代いたしました。

ここで、昼食のため、午後1時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時43分

再開 午後 1時40分

○議長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(副議長 林 晴道 辞職願提出)

(副議長 林 晴道 退場)

◎追加日程 副議長辞職の件

○議長(飯嶋正利) ただいま林晴道副議長より副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

○事務局長(穴澤昭和) 辞職願。

このたび一身上の都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

令和5年12月18日、旭市議会副議長、林晴道。

旭市議会議長様。

○議長(飯嶋正利) おはかりいたします。林晴道議員の副議長辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、林晴道議員の副議長の辞職を許可することに決まりました。

ここで、しばらくお待ちください。

(12番 林 晴道 入場)

○議長(飯嶋正利) ここで長い間お骨折りをいただきました前副議長の林晴道議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

(12番 林 晴道 登壇)

○12番(林 晴道) 皆さん、ご機嫌よくお過ごしでいらっしゃいますか。この2年間、副議長を務めさせていただいた林晴道であります。

本当に多くの皆さんに支えていただいて、この重責、職務を全うすることができたのかなと、そのように思っております。特に議員各位におかれましては、何かと議事運営、進行のほうで調整をさせていただいたり、お話しさせていただきましたけれども、まだまだちょっと自分自身足りないところがありましたけれども、本当に協力をいただいたなと感謝、感謝でございます。

あと、何よりも議会事務局の職員一人ひとりに、本当にいろいろな面で時間を取ってもらって、本当に裏方なんです。調整役を僕がなかなか破天荒が過ぎるもので、いろいろ無理難題をお話ししたことがあるんですけども、しっかりと旭市の議会の進行、議事の円滑な取り

組みのために協力をいただいた。

本当に僕自身、この２年間、実り多い２年間であったなと、そのように思うところであります。今後、任期が後半あと２年ありますけれども、どうかまた一議員としまして、皆さんと一緒にいろんな話をしながら議会をしっかりと旭市が見えるように、それから動いているように取り組んでいきたいなと、そのように思うところであります。

最後になりますが、僕はこの旭市、この地域を日本のど真ん中で輝く誇りある活躍、活動がみなぎる地域に、旭市にするんだという大きな夢を持って取り組んでまいりました。この夢を夢のままで終わらせてはならない。過去にとらわれず、未来を悲観せず、今を生きる。ここで一生懸命皆さんと一緒に活動させてもらいたいなと、そのように本気で思っておりますので、いろいろ不都合や物足りないところがあったかも知れませんが、お許しをいただいて、まだ一緒に皆さんと議会活動をやっていけたらありがたいと、そのように本当に思うところでございます。

このような壇上に上がらせていただく席をつくっていただきまして、本当にありがとうございました。またどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

◎追加日程 副議長選挙の件

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の副議長辞職により副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票に決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

(事務局職員、投票の準備をする)

○議長（飯嶋正利） 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（飯嶋正利） ただいまの出席議員は 20 名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

記載台での記載をお願いいたします。

(投票用紙配付)

○議長（飯嶋正利） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯嶋正利） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（飯嶋正利） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。

なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前だけの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○議長（飯嶋正利） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯嶋正利） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（飯嶋正利） 開票を行います。

立会人の指名をいたします。

16 番、伊藤房代議員、17 番、向後悦世議員、以上 2 名の議員を指名いたします。

伊藤房代議員、向後悦世議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開 票）

○議長（飯嶋正利） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 20 票

有効投票 19 票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち 遠藤保明議員 16 票

片桐文夫議員 2 票

松本源太郎議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。

よって、遠藤保明議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました遠藤保明議員が議場におられますので、会議規則第 32 条 2 項の規定により当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

（立会人、自席へ着席）

○議長（飯嶋正利） ただいま副議長に当選されました遠藤保明議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

（11 番 遠藤保明 登壇）

○11 番（遠藤保明） ただいま皆様のご推挙により、副議長に就任いたしました遠藤保明です。これからは市政、市議会の発展のために、皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。（拍手）

◎日程第6 閉 会

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、令和5年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時09分